

不適正処理を撲滅しましょう！

優良産廃処理業者認定制度

リサイクルクリーンは静岡県及び浜松市から 収集運搬業・処分業の優良認定を受けました



通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度です。弊社は収集運搬業及び処分業共に優良と認定されています！

お客様のメリット

■ 年に1度の実地確認が免除されます！

条例により排出事業者は、年に1度は産廃委託処理業者を訪れて実地確認を行うように義務付けられていますが、リサイクルクリーンは「優良」に認定されているため、委託先の処分の実地確認が不要となります。お客様にとっては負担が減るなど、大変大きなメリットとなります。

■ 産廃県外搬入事前協議書の提出が免除されます！

静岡県外から産業廃棄物を持ち込みする際、県の処分業許可に該当する工場に持ち込む場合には、事前協議書の届け出は免除されます。県外の排出事業者様には、大きなメリットとなります！

■ 認定マークは安心の証です！

処理委託先の不適正処理に巻き込まれるリスクを大幅に軽減することができます。適正に処理致しますので、リサイクルクリーンに安心してお任せ下さい！

■ 環境配慮をアピール

法改正により、優良認定業者への処理委託量を記載することになりました。優良認定業者への委託を積極的に行うことで、環境に配慮した事業活動を行っていることをアピールできます。



優良認定の
リサイクルクリーンなら
メリット多彩！



クリンちゃんの
腕章も
優良の文字！

廃棄物処理は
「優良産廃処理業者認定」の
(株)リサイクルクリーンへ
お任せください！

認定されるための基準

実績と遵法性

事業の透明性

環境配慮の取組

電子マニフェスト

財務体質の健全性

産廃情報ネット



優良認定業者の情報は、「産廃情報ネット」に掲載・公表されています。

株式会社 **リサイクルクリーン**
エコアクション21認証取得

〒431-3314 静岡県浜松市天竜区二俣町二俣41
静岡県西部 0120-01-5255 (7:00~19:00)

http://www.recycle-clean.co.jp
静岡県中部・東部 0120-06-0617 (7:00~19:00)

許可証に記載された「優良マーク」は
 厳しい基準をクリアした信頼の証です。

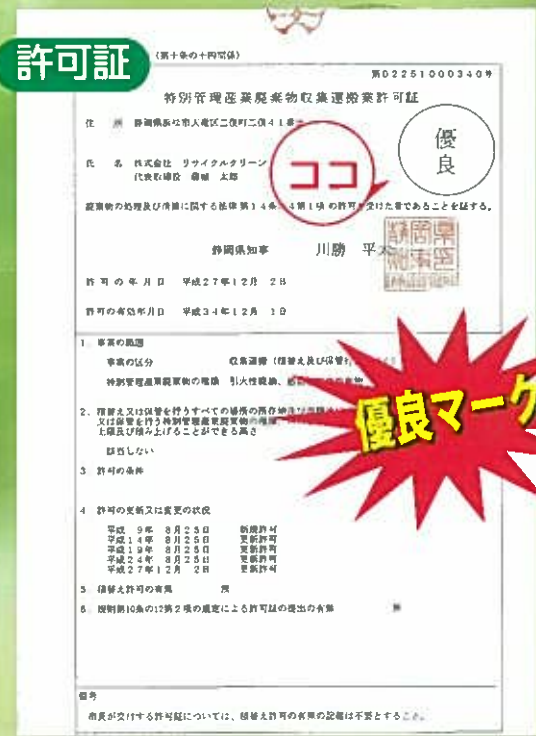


産業廃棄物収集運搬業許可証(静岡県)

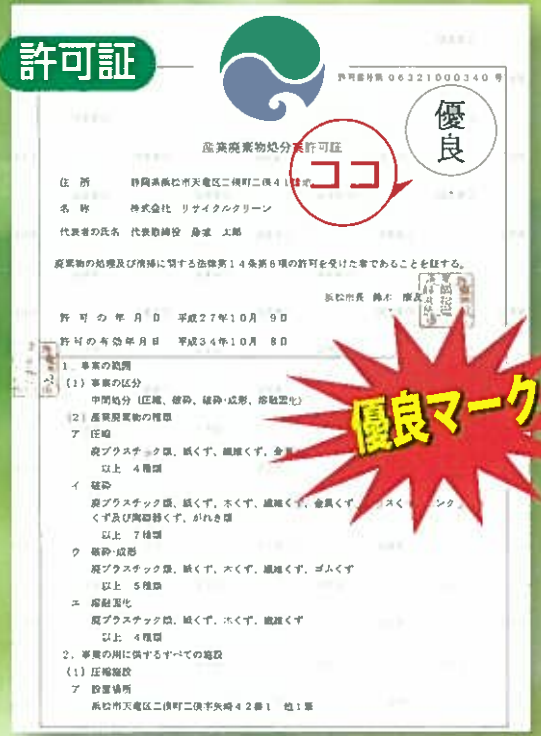


産業廃棄物処分業許可証(静岡県)

リサイクルクリーンは静岡県及び浜松市から
 収集運搬業・処分業共に「優良」と認定されました。



特別管理産業廃棄物収集運搬業
 許可証(静岡県)



産業廃棄物処分業許可証(浜松市)